

東京都中央卸売市場豊洲市場関連事業者募集要領

東京都中央卸売市場豊洲市場関連事業者の募集については、東京都中央卸売市場条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）、関連事業者の業務手続に関する要綱に基づくほか、この要領による。

第１ 市場の名称及び位置

東京都中央卸売市場豊洲市場 東京都江東区豊洲６丁目５番１号

第２ 豊洲市場開場予定日

平成２８年１１月７日（月）

第３ 募集する業務の種類等

業務 (大区分)	種類 (中区分)	内容 (小区分)	公募数
物販・飲食業務	用品販売業 (市場関係者の業務に直接必要な用品類を提供する者)	荒物雑貨類販売業 [包丁・刃物類販売業]	1
	関連食料品等販売業 (買出人に便益を提供するために特別に許可された加工食料品販売業及び生鮮食料品等販売業)	関連食料品等販売業 [例：玉子焼、油、醤油、調味食材、缶詰、味噌、惣菜、米、珍味加工食品等販売業] ※現状で既に充足しているため、以下のものについては募集しない 野菜・つまもの、生麩、湯葉、海苔、塩、鰹節、昆布、わかめ、鶏卵、とうがらし	8

第４ 店舗

豊洲市場６街区水産仲卸売場棟４階関連事業者物販店舗エリア９店舗

(１) 約３６．０㎡(約４．５ｍ×約８．０ｍ) … ２店舗

(２) 約１８．０㎡(約４．５ｍ×約４．０ｍ) … ７店舗

※使用する店舗については、事業者内定後の調整による。

第5 応募前の説明会

以下のとおり、応募前の説明会を実施します。説明会で申込書、添付書類の様式等を配布します。応募を検討されている方は必ず出席してください。

- 1 日時 平成28年2月12日（金） 午後2時から
- 2 場所 東京都中央区築地5丁目2番1号
東京都中央卸売市場築地市場 青果部本館2階 東京都第1会議室
※別紙1「東京都事務所・会議室案内図」を参照してください。

第6 応募受付

- 1 期間 平成28年2月19日（金）及び22日（月）の2日間
- 2 時間 午前10時から午後4時まで
- 3 場所 東京都中央区築地5丁目2番1号
東京都中央卸売市場築地市場 水産物部本館2階 東京都事務所
※別紙1「東京都事務所・会議室案内図」を参照してください。
管理課施設管理係 電話 03-3547-8016～9

4 提出書類

応募者は、〈別添1〉の申込書に別紙2「申込書添付書類一覧」に掲げる書類を添付して提出してください。

郵送による申込は受け付けません。

なお、提出書類は合否にかかわらず返還しませんので、ご了承ください。

第7 応募資格要件

1 応募者が個人である場合

- (1) 豊洲市場の開場と同時に業務を開始すること。なお、造作工事等については東京都の指示に従うこと。
- (2) 許可内定を受けた日から6ヵ月以内に法人化に努めることを（応募者が法人の代表者とならなければならない。）誓約する者。
- (3) 業務資金を300万円以上有していること。
- (4) 応募する業種区分の販売業の経験を5年以上有していること。
- (5) 欠格条項

応募者が次に挙げる事項に該当するときは応募できません。

- ア 破産者で復権を得ない者であるとき。
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- ウ 市場業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- エ 条例第38条第4項第2号、第3号及び第5号から第7号に掲げる者に該当しないこと。

2 応募者が法人である場合

- (1) 豊洲市場の開場と同時に業務を開始すること。なお、造作工事等については東京

都の指示に従うこと。

- (2) 業務資金を300万円以上有していること。
- (3) 応募する業種区分の販売業の実績を5年以上有していること。
- (4) 欠格条項

法人の業務を執行する役員が、下記の事項に該当するときは応募できません。

- ア 破産者で復権を得ない者であるとき。
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- ウ 市場業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- エ 条例第38条第4項第2号、第3号及び第5号から第7号に掲げる者に該当しないこと。

第8 選考方法

応募者に対する選考は、次により行います。

- 1 一次審査 申請時の提出書類による内容審査
- 2 二次審査 一次審査合格者に対して経営内容、方針、事業計画等について面接による聞き取り調査
一次審査合格者には平成28年2月25日（木）の午前9時から午後3時までの間に東京都から電話で連絡します。一次審査不合格者には連絡しません。

第9 面接日時及び場所

- 1 日時 平成28年2月29日（月）、3月1日（火）、2日（水）のいずれか1日（1者あたり30分程度）
面接日時については、一次審査合格者への電話連絡時に、お伝えします。
- 2 場所 東京都中央卸売市場築地市場 青果部本館2階 東京都第2会議室
※別紙1「東京都事務所・会議室案内図」を参照してください。
- 3 出席 代表者（又は取締役支店長等）
さらに役員・販売統括者から1名出席可。

第10 選考結果及び許可内定

平成28年3月25日（金）頃に、選考結果を書面で通知します。

この選考により合格した者は、豊洲市場関連事業者として内定したものとします。

なお、条例に基づく業務許可の手続きは、豊洲市場開場時までに改めて行います。

内定者が提出した書類に虚偽があったとき並びに誓約書に違反したときは、許可の内定を取り消すことがあります。

第11 その他

- 1 市場における関連事業者の責務や必要な手続きについては、別紙3「関連事業者について」をご覧ください。

- 2 許可内定後、業務開始に必要な豊洲市場の造作工事は以下のとおり進めてください。
室内の造作工事をする場合は、応募者施工になります。

平成28年3月25日 許可内定（予定）
平成28年3月中 許可内定後、使用店舗の決定
平成28年3月中 造作工事相談室へ予約し、相談開始（※1）
平成28年4月28日 造作申請受付締切（※2）
平成28年8月中 造作申請承認後に施工
平成28年9月中 工事完了後、完了届を提出し検査を受けてください

- ※1 造作申請する前に、必ず造作工事相談室に連絡し相談してください。また、詳細図面（白図）は同相談室で受領してください。
なお、店舗の設備については下表のとおりです。

電気設備	18.0㎡区画：電灯約2.7KVA（30AT）、 動力約2.7kw 36.0㎡区画：電灯約5.4KVA（30AT）、 動力約5.4kw
水道設備	給水25A、排水50A各1箇所
ガス設備	なし
電話設備	店舗まで1回線分の配管・配線有。（増設する場合は別途工事が必要） この他に市場協会整備の「統合ネットワークシステム」にてIP電話が使用可能（申込必要）

- ※2 所定の申請書に平面図・配線図・設備仕様書等の図面類及び見積書を添付して造作工事相談室（青果部本館3階）に申請してください。

3 営業に必要な免許及び許可

- （1）食品衛生法又は食品製造業等取締条例に基づく営業許可（食肉販売業、食料品等販売業など）は、取り扱う品目、営業の形態により、食品衛生法又は食品製造業取締条例に基づく営業許可の取得が必要な場合があります。営業許可を取得する場合は、定められた施設基準に合致した造作を作る必要があります。

- （2）店舗には食品衛生責任者を設置し、食品を衛生的に取り扱わなければなりません。

4 豊洲市場内に倉庫はありません。

問合せ先

〒104-0045

東京都中央区築地5丁目2番1号

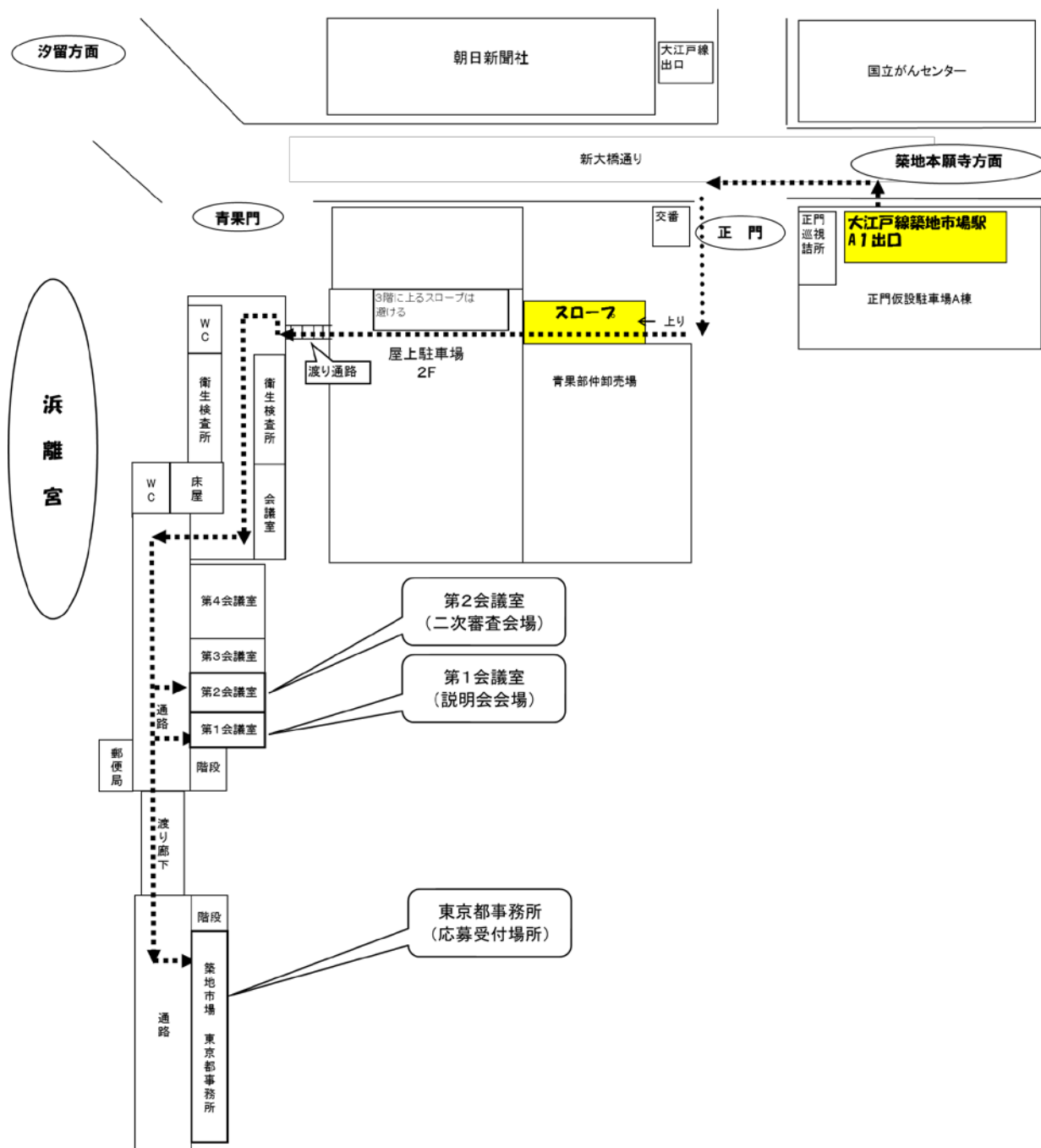
東京都中央卸売市場築地市場 管理課 施設管理係

電話 （03）3547-8016～9



豊洲市場 配置図

東京都事務所・会議室案内図



- 東京都事務所・会議室への行き方（都営地下鉄大江戸線「築地市場駅」下車）
- (1) 「A1出口」から出ます。
 - (2) 「A1出口」を出したら左に曲がって信号を渡ります。
 - (3) 交番の左脇から市場内に入り、スロープで2階に登ります（左側が歩行者用通路となっています）。
 - (4) 2階から3階に上がるスロープを避けながら、駐車場内を直進します。
 - (5) 渡り通路（階段）が見えたら、そこを渡り建物（青果部本館）2階に入ります。
 - (6) 建物に入って2階廊下を進むと、各会議室、東京都事務所があります。

申込書添付書類一覧

申込書〈別添 1〉には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 応募者が個人である場合

- ア 履歴書（第 2 号様式の 3）〈別添 2〉
- イ 資産調書（第 5 号様式）〈別添 3〉
- ウ 住民票の写し
- エ 区市町村長の発行する身分証明書
- オ 印鑑証明書
- カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書（第 6 号様式）〈別添 4〉
- キ 応募者の写真（正面向き、上半身、脱帽、縦 4 cm×横 3 c m）
- ク 応募者が条例第 3 8 条第 4 項第二号及び第三号、第五号から第七号に該当しないことを誓約する書面（第 1 9 号様式の 2）〈別添 5〉
- ケ 所得税青色申告決算書又は白色申告書及びその所得の算出基準となった計算書(写)
- コ 直近 3 ヲ年の個人事業税の納税証明書
- サ 金融機関発行の預金残高証明書
- シ 許可内定を受けた日から 6 ヲ月以内に法人化に努めることを誓約する書面（誓約書）〈別添 6〉
- ス 豊洲市場の開場と同時に業務を開始する旨を誓約する書面（誓約書）〈別添 7〉

二 応募者が法人である場合

- ア 定款又は規約
- イ 登記事項証明書
- ウ 貸借対照表
- エ 損益計算書
- オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書（第 6 号様式）〈別添 4〉
- カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（第 8 号様式）〈別添 8〉
- キ 役員名簿（第 9 号様式）〈別添 9〉
- ク 業務を執行する役員につき、区市町村長が発行する身分証明書
- ケ 法人の代表者の印鑑証明書
- コ 法人の代表者の履歴書（第 2 号様式の 3）〈別添 2〉及び写真（正面向き、上半身、脱帽、縦 4 cm×横 3 c m）
- サ 業務を執行する役員が、条例第 3 8 条第 4 項第二号及び第三号、第五号から第七号に該当しないことを誓約する書面（第 1 9 号様式の 2）〈別添 5〉
- シ 法人事業税申告書(写)
- ス 直近 3 ヲ年の法人事業税の納税証明書
- セ 金融機関発行の預金残高証明書
- ソ 豊洲市場の開場と同時に業務を開始する旨を誓約する書面（誓約書）〈別添 7〉

申 込 書

東京都知事 舩添 要一 殿

27中築管第770号により募集している東京都中央卸売市場豊洲市場関連事業者について、書類を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

住 所

法人名（法人のみ）

代表者名

⑨

担当者氏名 : _____

電 話 (※) : _____ FAX : _____

※日中確実に連絡を取ることのできる連絡先を記入してください。

1 応募する業務の種類（該当する項目に丸を付けてください。）

用品販売業

関連食料品等販売業

2 1で関連食料品等販売業を選択した場合、主たる販売内容を具体的に記入してください。（例：玉子焼）

--

〈別添 2〉

第 2 号様式の 3（第 9 条の 2、第 11 条、第 11 条の 2、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 18 条
第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 68 条関係）

履 歴 書		
フリガナ		
氏 名		
生年月日		
本 籍 (都道府県名)		
現 住 所	電 話	
経 歴	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
賞 罰		
以上のとおり相違ありません。 年 月 日		
氏 名 印		

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考 経歴は、市場取引業務についての履歴とする。

第5号様式（第12条、第14条、第15条、第22条、第25条、第68条関係）

資 産 調 書			
平成 年 月 日 現在			
氏 名			
資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
土 地	円	借 入 金	円
建 物		買 掛 金	
造 作 什 器			
銀 行 預 金			
有 価 証 券			
売 掛 金			
合 計		合 計	

（日本工業規格A列4番）

第6号様式（第12条、第14条、第15条、第22条、第25条、第68条関係）

事 業 計 画 書 平成 年 月 日 氏名又は名称					
事 項		年		年	
資 本 金 （ 出 資 金 ）		千円		千円	
役 員 数		人		人	
従業員数（うち家族従業員）		人（ 人）		人（ 人）	
売 上 金 額 （ 構 成 比 ）		千円	100%	千円	100%
内 訳					
販 売 先 （ 構 成 比 ）		千円	100%	千円	100%
内 訳					
売 上 利 益		千円		千円	
営 業 費 用		千円		千円	
内 訳	人 件 費	千円		千円	
	そ の 他	千円		千円	
純 利 益		千円		千円	

（日本工業規格A列4番）

第19号様式の2（第25条関係）

誓 約 書

流通補完業務

東京都中央卸売市場 豊洲 市場の 物販・飲食業務 の許可を申請しましたが

加工・サービス業務

東京都中央卸売市場条例第38条第4項第2号、第3号及び第5号から第7号までの規定に該当していないことを誓約します。

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

印

（日本工業規格A列4番）

誓 約 書

豊洲市場関連事業者の許可内定を受けたときは、許可内定を受けた日から
6ヵ月以内に法人化に努めることを誓約します。

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

印

誓 約 書

豊洲市場関連事業者の許可内定を受けたときは、豊洲市場の開場と同時に業務を開始します。豊洲市場開場時に営業を開始できない場合には、豊洲市場関連事業者の許可または許可内定を取り消されても異存ございません。

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

印

＜別添 8＞

第8号様式（第12条、第14条、第15条、第22条、第25条関係）

[illegible]

(日本工業規格A列4番)

＜別添 9＞

第9号様式（第12条、第14条、第15条、第22条、第25条、第68条関係）

[illegible]

(日本工業規格A列4番)

関連事業者について

1 関連事業者の責務

関連事業者は、その業務を適正かつ健全に運営し、経営の近代化及び商品等の品質管理の徹底を図り、市場関係者に対しサービスの向上に努めなければならない。

2 市場施設の使用についての規定

- (1) 市場施設について使用の指定または許可を受けたものは、当該施設の全部または一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。
- (2) 市場施設は、その本来の用途以外の用途に使用してはならない。
- (3) 使用者は、知事の承認を受けずに使用施設に建築、造作若しくは模様替えをし、または現状に変更を加えてはならない。
- (4) 使用者の死亡、解散、廃業または業務の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。
- (5) 市場施設使用料は、条例及び規則で定められる。
- (6) 市場において使用する電力、電話、水道、暖房、冷房等の費用及びこれらの施設の維持等に要する費用で知事の指定するものは、使用者の負担とする。

3 施設使用料及び保証金

関連事業者は、使用を指定された関連事業者営業所の施設使用料を支払う。ただし、月の途中から使用を開始する場合には日割りで計算する。

また、使用料月額に応じて算出した保証金額を営業開始前までに預託しなければならない。(別添 別表第7参照)

他には、販売金額(生鮮食料品等の販売に限る)の1,000分の1の使用料がある。(別添 別表第5参照)

また前年(暦年)の販売金額(生鮮食料品等の販売に限る)に応じて保証金額(別添 別表第9参照)による保証金を定める。

(施設使用料月額及び保証金額の算出例)

店舗面積	月額使用料単価 (※)	使用料月額	保証金額
36.0 m ²	2,386 円/m ²	85,896 円	320,000 円
18.0 m ²	2,386 円/m ²	42,948 円	160,000 円

※ 関連事業者営業所使用料 2,386 円/m² (平成28年1月1日現在)
 なお、施設使用料の額は改定されることがある。

4 許可の取消し

- (1) 条例第38条第4項第一項、第二号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することになったとき。
- (2) 正当な理由がないのに許可の通知を受けた日から一月以内に保証金を預託しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに許可の通知を受けた日から一月以内にその業務を開始しないとき。
- (4) 正当な理由がないのに引き続き1ヶ月以上、その業務を休止したとき。
- (5) 正当な理由がないのに業務の遂行を怠ったとき。

5 各種届出等の義務

- (1) 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 一 その業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
 - 二 その業務を廃止したとき。
 - 三 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - 四 法人である場合にあっては資本若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
 - 五 商号を変更したとき。
- (2) 関連事業者が死亡又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- (3) 関連事業者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日現在において規則で定めるところにより作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに知事に提出しなければならない。
 - 一 法人である関連事業者にあつては毎事業年度の末日
 - 二 個人である関連事業者にあつては毎年12月31日

6 監督処分

業務に関し不正の行為があつたとき、市場の業務又は市場内における他人の業務を妨害したとき、使用料等を納付しないとき、買受代金の支払いをしないとき、その他条例若しくは規則に違反したときは、1万円以下の過料を科し、許可を取消し、又は6月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

東京都中央卸売市場条例施行規則

別表第7（第13条の2、第25条の2関係）

面積又は体積による使用料月額	保証金額
5,000円未満	面積又は体積による使用料月額の4倍
5,000円以上10,000円未満	20,000円
10,000円以上20,000円未満	40,000円
20,000円以上40,000円未満	80,000円
40,000円以上60,000円未満	160,000円
60,000円以上80,000円未満	240,000円
80,000円以上100,000円未満	320,000円
100,000円以上	面積又は体積による使用料月額の4倍。ただし、その額が1,000万円を超える場合は1,000万円とする。

別表第5（第71条、第73条、第75条関係）より一部抜粋

種 別	食肉市場以外の市場
関連事業者営業所使用料	販売金額（生鮮食料品等の販売に限る。）の1,000分の1

別表第9（第25条の2関係）

生鮮食料品等を販売した場合の前年（暦年）の販売金額	当該会計年度中の販売金額による保証金額
1,000万円未満	0円
1,000万円以上2,000万円未満	4,000円
2,000万円以上3,000万円未満	8,000円
3,000万円以上5,000万円未満	12,000円
5,000万円以上8,000万円未満	20,000円
8,000万円以上1億円未満	30,000円
1億円以上2億円未満	40,000円
2億円以上3億円未満	80,000円
3億円以上5億円未満	120,000円
5億円以上10億円未満	200,000円
10億円以上	400,000円